

**プレキャストコンクリート製品（A5371～A5373）
品質管理体制等（技術的生産条件等）の変更に対する対応**

項目	事前届け	記載内容の 確認又は 書類調査	現地調査	製品試験
■一般事項				
品質管理体制（基準A・B）の変更	●	●	●	—
組織の変更	●	●	—	—
品質管理責任者の変更	●	●	—	—
製事造業者名及び住所の変更	●	●	—	—
代表者の変更	●	—	—	—
事業承継	●	●	○	○
工場の名称及び所在地表示の変更	●	●	—	—
工場移転	●	●	●	●
休止工場の生産再開	●	●	○	○
■製品関係				
認証区分の追加	●	●	●	●
認証区分内の製品（推奨仕様）の追加	●	●	●	●
製品の特性が追加になる場合	●	●	●	●
認証範囲（呼び）の追加	●	●	—	—
製品の設計及び仕様（配筋）の変更	●	●	○	○
表示の変更	●	●	—	—
■原材料の関係				
配合の変更・追加	●	●	—	—
セメントの変更・追加	●	●	—	—
骨材の変更・追加	●	●	—	—
水の変更・追加	●	●	—	—
混和剤の変更・追加	●	●	—	—
■製造工程・製造設備・検査設備				
製造工程の変更	●	●	○	○
製造ライン（コンベア等）の補修・改修	不要	—	—	—
新規型枠の増加（呼びの追加）	●	●	—	—
材料計量装置の変更・追加	●	●	○	○
ミキサ変更・追加	●	●	○	○
ミキサの消耗部品交換	不要	—	—	—
振動機・締固め方法の変更	●	●	—	—
養生設備の変更	●	●	—	—
プラントの増設・SB	●	●	○	○
主要検査設備の変更	●	●	—	—

●：必ず実施する。

○：記載内容の確認又は書類調査の結果から必要と判断する場合に実施する。

「不要」及び/又は「—」：原則として実施しない。ただし、当該変更により日本工業規格に適合しなくなるおそれがある場合、又は提出書類に疑義が生じた場合は、現地調査及び/又は製品試験を実施する。

備考

- 1、原則として、変更の2週間前までに技術的生産条件の変更届を提出すること。
- 2、社内規格（改正）の状況が確認できる資料の提出及び試験成績表等、付随する資料を添付すること。
- 3、認証マークの表示継続については、認証機関によって変更が認められた日以降から可能とする。
- 4、当該変更により実施する製品試験は、製品の性能と代替性能（コンクリートの圧縮強度等）の関係が明確な場合、代替性能による確認でもよい。